「第3次鳥取県男女共同参画計画 中間とりまとめ」に係るパブリックコメント実施結果について

「第3次鳥取県男女共同参画計画 中間とりまとめ」について実施したパブリックコメントの概要は、以下のとおりでした。

1 パブリックコメントの実施状況

- (1) 募集期間 平成23年8月29日から9月28日まで
- (2) 周知方法 ホームページ、新聞・県政だよりへの掲載、県民課・各総合事務所及び市町村窓口への配架、関係団
- 体への資料送付 (3) 意見の提出状況
 - ①提出者数 6名(応募フォーム 1件、電子メール 2件、ファクシミリ 3件)
 - ②意見の数 15件(うち同意見で重複するもの2件)

2 主な意見内容と対応方針

A 男女共同参画の視点に立った社会制度や慣行の見直し、意識の改革

男女共同参画の視点に立った社会制度や慣行の見直し、意識の改革		
重点目標	意 見 (いただいた御意見を要約して記載しています)	対 応 方 針
テーマA全体	男女共同参画社会を定着するため、意 識改革の取組を実現してほしい。そのた めの広報・学習機会の地道な活動を充実 してほしい。男女の固定的性別役割分担 意識の改革を充実してほしい。	固定的性別役割分担意識にとらわれることなく、男女がともに自立し、生き方を考え多様な選択ができるよう、学習機会を提供し、男女共同参画意識の育成を図っていくこととしています。また、男女共同参画の理解を促進するため、様々なメディアを活用し、あらゆる層に対し広報・啓発を進めていきます。
1 自治体、企業、 団体などで物事を決	○男女共同参画人材バンク(1)の〔主な取組〕に記載されているが、	男女共同参画人材バンクについて、説
める場面への男女の	やや理解しづらいので、説明または参考	明を追記します。
参画	資料があればよい。	【意見を反映】
2 男女共同参画の 理解を広げる広報啓 発、学習機会の充実	○学校教育、社会教育における女性の視点からの法教育 災害が起こった場合、戸籍や登記など様々な問題に対応しなくてはならず、基本的法律を知っている必要があり、特に相続など女性に不利であることを認識すべきである。老若男女が人間として生きる権利を自覚し共通認識して初めて男女共同参画社会が作れるはずで、その基本は法を知ることである。	女性が社会のあらゆる活動に参画できるよう学習機会を充実することとしており、生涯学習講座の中で法律に関連する講座等についても検討します。
3 男性や子どもにとっての男女共同参画	〇子どもの頃からの男女共同参画 (3)の〔主な取組〕で、「男女共同参画教育」でなく「男女共生教育」としているのはどのような理由か。「共生」の場合、共に協力する、できることを相手のことを考えつつ協力しあう、という意味が強く、固定的性別役割分担意識を乗り越えて共同参画をする、という意味合いが薄くなるのではと懸念する。「男女共同参画教育」にする方がよい。	本県では、人権尊重の視点に立って男 女平等意識の確立を図るため、あらゆる 場面で男女の人権が尊重される教育を 「男女共生教育」として推進しています。 「鳥取県人権教育基本方針」でも、学 校教育において児童生徒が性別役割分担 意識にとらわれない多様な生き方を主体 的に選択できるよう一人一人の進路保障 を図り、すべての教育活動において、性 別役割分担意識を隠れたメッセージとし て児童生徒に伝えていないか、絶えず点 検し見直すこととしています。

重点目標	意 見 (いただいた御意見を要約して記載しています)	対 応 方 針
4 地域の様々な分	○防災・復興分野における男女共同参画	防災・復興計画の策定を検討する附属
野における男女共同	の推進	機関である防災会議など、意思決定の場
参画の推進	「審議会等以外の場で女性の意見を聞	への女性の参画については、施策の基本
	く」ということだけではなく、〔主な取組〕	的方向に記載しています。より明確にす
	に地域防災計画を立てる「審議会等への	るため、主な取組にも追記します。
	女性の参画」を明記してほしい。	【意見を反映】

B 職場、家庭、地域において多様な生き方を選べる社会の実現

重点目標	意 見 (いただいた御意見を要約して記載しています)	対 応 方 針
5 男女がともに能	○女性の就業支援	企業の経営者等に育児・介護休業法を
力を発揮できる職場	育児休業取得者向けの職場復帰に向け	理解してもらうよう、社内で男女共同参
環境づくり	た事前ヒアリングや研修の実施、休業直	画をすすめるための意識啓発や情報発信
	前の職場への復帰、出産等による退職者	等を行うこととしています。
	の再雇用など、きめ細かな支援が重要で	また、女性労働者の職業能力向上を図
	ある。女性自身の就労に対する意欲、キ	るため、知識や技術の習得への支援や意
	ャリアを高める努力も求められる。	識啓発を行うこととしています。

C 人権が尊重され、だれもが健康で安心して暮らせる社会づくり

重点目標	意 見 (いただいた御意見を要約して記載しています)	対 応 方 針
9 男女間における	○DV 対策	男女を問わず被害者が安心して相談で
あらゆる暴力の根絶	配偶者暴力問題は、男性が被害者とな	きる体制を充実するため、DV相談支援
	るケースも深刻であるため、エスカレー	センターの機能を強化することとしてい
	トする前に相談等できる体制が必要では	ます。
	ないか。	また、DVの被害者・加害者を発生さ
	また、トラブルを暴力沙汰に発展させ	せないため、地域・職場・学校でのDV
	ないため、感情の発露をすぐ暴力につな	に関する研修や、中学校・高校における
	げないための対話の教育も重要である。	人権教育を実施していきます。

<参考資料>

項目	意 見 (いただいた御意見を要約して記載しています)	対 応 方 針
数値目標	国の第3次男女共同参画基本計画において、実効性のある積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の推進をあげていること、2020年30%の目標達成に向けて女性の参画拡大を推進していることから、鳥取県の第3次計画においても国の目標数値を意識すべきである。 目標値の考え方に「国の目標と同程度」としているものがあるが、上を目指そうというメッセージが伝わらない。また、県の課長級以上の職の女性割合や、特別支援学校における教頭以上の女性割合など、現状を下回る目標値がある。熱意がある目標を設定してほしい。 少なくとも前年度をクリアし、それ以上を目指すのが目標値ではないか。	県の数値目標については、国と同様に 実効性のある計画とするため、国が基本 計画に揚げている数値目標で、県のデー タが把握できる項目については、積極的 に追加しています。 国の成果目標に準じて設定した目標値 のうち、目標値が現状を下回っているの は国の成果目標をすでに上回っているた めですが、現状を上回る目標値とするよ う検討します。 また、民間団体等が主体となって取り 組む項目については、目標値を高めるよ う働きかけを行います。

3 今後のスケジュール

平成23年12月 審議会から「第3次鳥取県男女共同参画計画」について知事へ答申 平成24年 2月 県議会へ「第3次鳥取県男女共同参画計画」を附議